

短期入所施設大洲育成園運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人大洲育成園が開設する短期入所施設大洲育成園（以下、「事業所」という。）が行う短期入所事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が支給決定を受けた障がい者又は障がい児（以下、「利用者」という。）に対し、適正な短期入所を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする利用者につき、短期間の入所を提供し、必要な支援及び援助を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域の結びつきを重視し、市町、他の障がい福祉サービス事業者、その他の保護医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、前3項の他、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）及び障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成25年1月18日厚生労働省令第4号）その他の関係法令を遵守し、事業実施をするものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 短期入所施設大洲育成園（障がい者支援施設大洲育成園の併設）
- (2) 所在地 愛媛県大洲市市木1215番地

(短期入所の事業の種類)

第4条 事業所は、基準省令に規定する「併設事業所」として短期入所事業を行う。

(主たる対象者)

第5条 事業所は、主たる対象者を知的障がい者及び障がい児とする。

(従事者の職種、員数及び職務の内容)

第6条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

職種	雇用区分				職務内容
	常勤		非常勤		
	専従	兼務	専従	兼務	
管理者		1			事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従事者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
サービス管理責任者		2			利用申込者の心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討、他の従事者に対する技術指導又は助言等を行う。
生活支援員		2	9	1	利用者に対する日常生活上の支援、相談、介護を行い、それに伴う記録をする。
看護師		1			利用者の日常生活上の健康管理等看護業務を行い、それに伴う記録をする。
機能訓練指導員		1			利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行い、それに伴う記録をする。
管理栄養士		1			利用者の栄養管理・食事の献立に関することを行い、記録をする。
調理員		4		1	調理業務に関することを行う。
事務員		3			施設運営に関する事務に当たる。

(利用定員)

第7条 利用定員は、1日当たり7名とする。

(サービスの提供)

第8条 事業所は、短期入所の提供にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

2 事業所は、適切な方法により利用者を入浴させ又は清拭を行うものとする。

3 事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従事者以外の者による支援を受けさせてはならないものとする。

4 利用者の食事は、栄養ならびに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとすると

もに、適切な時間に行うものとする。

(利用者からの受領する費用の額等)

第9条 事業所は、短期入所を提供した際は、支給決定を受けた障がい者又は障がい児の保護者（以下、「支給決定障がい者」という。）から市町が定める負担上限月額範囲において、利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない短期入所を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 事業所は、前2項の支払を受ける額のほか、短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、食事、光熱水費、日用品費その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められるものの支払を利用者から受けることができる。この場合の利用料金については、別紙に定める。

4 事業所は、前3項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った支給決定障がい者等に対し、交付しなければならない。

5 事業所は、第3項の費用の額に係るサービス提供にあたっては、あらかじめ、支給決定障がい者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障がい者等の同意を得なければならない。

(通常を送迎の実施区域)

第10条 通常を送迎実施区域は、大洲市、内子町の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 サービス利用にあたって、利用者は飲酒、宗教活動や営利を目的とした誘導、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 事業所の従事者は、短期入所提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに保護者への連絡及び協力医療機関等への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、防火管理者を定めるとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、消防計画及び風水害、地震、原子力災害などの非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知するものとする。

2 事業所は、非常災害に備えるため、前項の計画に基づいて、定期的に避難、救出その他

必要な訓練を行う。

(苦情解決)

第 14 条 事業所は提供した短期入所に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した短期入所に関し、障害者総合支援法の定めるところにより、市町が行う文書その他の物件の提供若しくは提示を求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待防止のための措置)

第 15 条 障がい者等の人権擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等、必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する重要項目事項)

第 16 条 事業所は、従事者の資質向上を図るために年 1 回以上、研修の機会を確保するものとし、また、業務体制を整備する。

2 従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従事者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

4 事業者は、従事者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備する。また、利用者に対する施設障がい福祉サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスの提供した日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 具体的なサービスの内容等の記録

(2) 市町への通知に係る記録

(3) 身体拘束に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人大洲育成園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

内 容	金 額
食事に関する費用 朝食 1 食分	375 円 (食材料費 195 円)

昼食 1 食分	600 円（食材料費 350 円）
夕食 1 食分	600 円（食材料費 350 円）
光熱水費 1 日当たり	370 円
生活日用品	実 費
送迎費用（通常事業の送迎以外）	実 費
教養娯楽費	実 費

附則 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附則 この規程は、平成 18 年 10 月 1 日改正する。

附則 この規程は、平成 21 年 12 月 17 日改正する。

附則 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 24 年 8 月 1 日改正する。

附則 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。